

地域再生法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

○ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）（抄）	1
○ 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）（抄）（附則第三条関係）	14
○ 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）（抄）（附則第四条関係）	15
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第五条関係）	16

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（<u>第一条</u>—<u>第三条</u>の二）</p> <p>第二章 地域再生基本方針（<u>第四条</u>・<u>第四条</u>の二）</p> <p>第三章・第四章 （略）</p> <p>第五章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置</p> <p>第一節 地域再生基盤強化交付金の交付等（<u>第十三条</u>）</p> <p>第二節 地域再生支援利子補給金等の支給（<u>第十四条</u>・<u>第十五条</u>）</p> <p>第三節 課税の特例（<u>第十六条</u>）</p> <p>第四節 地方債の特例（<u>第十七条</u>）</p> <p>第五節 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例（<u>第十八条</u>）</p> <p>第六章 地域再生推進法人（<u>第十九条</u>—<u>第二十三条</u>）</p> <p>第七章 地域再生本部（<u>第二十四条</u>—<u>第三十三条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（関連する施策との連携）</p> <p><u>第三条</u>の二 国及び地方公共団体は、地域再生に関する施策の推進に当たっては、経済社会の構造改革の推進に関する施策、産業の国際競争力の強化に関する施策その他の関連する施策との連携に配慮するように努め</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（<u>第一条</u>—<u>第三条</u>）</p> <p>第二章 地域再生基本方針（<u>第四条</u>）</p> <p>第三章・第四章 （略）</p> <p>第五章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置</p> <p>第一節及び第二節 削除</p> <p>第三節 地域再生基盤強化交付金の交付等（<u>第十九条</u>）</p> <p>第四節 地域再生支援利子補給金の支給（<u>第二十条</u>）</p> <p>第五節 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例（<u>第二十一条</u>）</p> <p>第六章 地域再生本部（<u>第二十二条</u>—<u>第三十一条</u>）</p> <p>附則</p>

なければならぬ。

(地域再生基本方針の策定)

第四条 政府は、地域再生に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下「地域再生基本方針」という。）を定めなければならない。

2 地域再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 特定政策課題（地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成その他の地方公共団体が地域再生を図るために特に重点的に取り組むことが必要な政策課題として政令で定めるものをいう。）

第五条第四項第三号において同じ。）に関する基本的な事項

四 第五条第一項に規定する地域再生計画の同条第十項の認定に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、地域再生の推進のために必要な事項

3～6 (略)

(新たな措置の提案)

第四条の二 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置に関する提案を募集するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の提案がされた場合において、地域再生本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要があると認める

第四条 政府は、地域再生に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下「地域再生基本方針」という。）を定めなければならない。

2 地域再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 次条第一項に規定する地域再生計画の同条第九項の認定に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、地域再生の推進のために必要な事項

3～6 (略)

ときは、遅滞なく、地域再生本部が作成した地域再生基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、変更後の地域再生基本方針を公表しなければならない。

(地域再生計画の認定)

第五条 地方公共団体（都道府県、市町村（特別区を含む。）又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局を含む。以下同じ。）は、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2・3 (略)

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

(地域再生計画の認定)

第五条 地方公共団体（都道府県、市町村（特別区を含む。）又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局を含む。以下同じ。）は、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2・3 (略)

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業であつて株式会社により行われるものに関する事項

二 地域において高年齢者、障害者その他の就職が困難な者を雇用することを通じて当該地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業であつて会社により行われるものに関する事項

一 (略)

二 地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業（第十四条第一項において「地域再生支援貸付事業」という。）であつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（以下単に「金融機関」という。）により行われるものに関する事項

三 地域における特定政策課題の解決に資する事業（第一号イからハまでに規定する事業、前号の内閣府令で定める事業及び次号に規定する事業を除く。）であつて次に掲げるもの（次項及び第九項において「特定地域再生事業」という。）に関する事項

イ 地域住民の交通手段の確保のために行う事業その他の内閣府令で定める事業であつて金融機関から当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを受けて行われるもの

ロ 地域住民の生活の利便性の向上に資する施設その他の施設の整備又は福祉サービスその他のサービスの提供に関する事業として内閣府令で定めるものであつて地方公共団体、第十九条第一項の規定により指定された地域再生推進法人（第十二条において単に「地域再生推進法人」という。）、株式会社その他内閣府令で定める者により行われるもの

ハ 老朽その他の事由により地域において使用されていない公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業

四 (略)

三 (略)

四 地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業（第二十条第一項において「地域再生支援貸付事業」という。）であつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるものに関する事項

五 (略)

5| 地方公共団体は、特定地域再生事業に関する事項を記載した地域再生計画を作成しようとするときは、当該特定地域再生事業を実施する者の意見を聴かなければならない。

6| 8| (略)

9| 第一項の規定による認定の申請には、第五項の規定により特定地域再生事業を実施する者の意見を聴いた場合にあっては当該意見の概要を、前項の規定により地域再生協議会における協議をした場合にあっては当該協議の概要を添付しなければならない。

10| 11| (略)

12| 内閣総理大臣は、地域再生計画に第四項各号に掲げる事項が記載されている場合において、第十項の認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長（以下単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

13| 内閣総理大臣は、第十項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定に関する処理期間)

第六条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第十項の認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に前条第十項の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同条第十二項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

5| 7| (略)

8| 前項の規定により地域再生協議会における協議をしたときは、第一項の規定による認定の申請には、当該協議の概要を添付しなければならない。

9| 10| (略)

11| 内閣総理大臣は、地域再生計画に第四項各号に掲げる事項が記載されている場合において、第九項の認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長（以下単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

12| 内閣総理大臣は、第九項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定に関する処理期間)

第六条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第九項の認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に前条第九項の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同条第十一項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

(認定地域再生計画の変更)

第七条 地方公共団体は、第五条第十項の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第五条第五項から第十三項まで及び前条の規定は、前項の認定地域再生計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第八条 内閣総理大臣は、第五条第十項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対し、認定地域再生計画（認定地域再生計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 (略)

(認定の取消し)

第十条 内閣総理大臣は、認定地域再生計画が第五条第十項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、当該認定地域再生計画に同条第四項各号に掲げる事項が記載されているときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

(認定地域再生計画の変更)

第七条 地方公共団体は、第五条第九項の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第五条第五項から第十二項まで及び前条の規定は、前項の認定地域再生計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第八条 内閣総理大臣は、第五条第九項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対し、認定地域再生計画（認定地域再生計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 (略)

(認定の取消し)

第十条 内閣総理大臣は、認定地域再生計画が第五条第九項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、当該認定地域再生計画に同条第四項各号に掲げる事項が記載されているときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2・3 (略)

4 第五条第十三項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

第十二条 地方公共団体は、第五条第一項の規定により作成しようとする地域再生計画並びに認定地域再生計画及びその実施に関し必要な事項その他地域再生の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項について協議するため、地域再生協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 (略)

二 地域再生推進法人

三 (略)

3・4 (略)

5 次に掲げる者は、協議会が組織されていない場合にあつては、地方公共団体に対して、協議会を組織するよう要請することができる。

一 地域再生推進法人

二 (略)

三 前二号に掲げる者のほか、当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

6～11 (略)

2・3 (略)

4 第五条第十二項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

第十二条 地方公共団体は、第五条第一項の規定により作成しようとする地域再生計画並びに認定地域再生計画及びその実施に関し必要な事項その他地域再生の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項について協議するため、地域再生協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 (略)

二 (略)

3・4 (略)

5 次に掲げる者は、協議会が組織されていない場合にあつては、地方公共団体に対して、協議会を組織するよう要請することができる。

一 (略)

二 前号に掲げる者のほか、当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

6～11 (略)

(削除)
(削除)

第一節 地域再生基盤強化交付金の交付等

第十三条 国は、認定地方公共団体に対し、当該認定地方公共団体の認定地域再生計画に第五条第四項第一号に掲げる事項が記載されている場合において、同号イ、ロ又はハに規定する事業に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 4 (略)

第二節 地域再生支援利子補給金等の支給

(地域再生支援利子補給金の支給)

第十四条 政府は、認定地域再生計画に記載されている地域再生支援貸付事業を行う金融機関であつて、当該認定地域再生計画に係る協議会の構成員であり、かつ、当該地域再生支援貸付事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「指定金融機関」という。）が、当該認定地域再生計画に記載されている第五条第四項第二号の内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金（以下この条において「地域再生支援利子補給金」という。）を支給する旨の契約（以下この条において「利子補給契約」という。）を当該指定金融機関と結ぶことができる。

第一節及び第二節 削除
第十三条から第十八条まで 削除

第三節 地域再生基盤強化交付金の交付等

第十九条 国は、認定地方公共団体に対し、当該認定地方公共団体の認定地域再生計画に第五条第四項第三号に掲げる事項が記載されている場合において、同号イ、ロ又はハに規定する事業に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 4 (略)

第四節 地域再生支援利子補給金の支給

第二十条 政府は、認定地域再生計画に記載されている地域再生支援貸付事業を行う金融機関であつて、当該認定地域再生計画に係る協議会の構成員であり、かつ、当該地域再生支援貸付事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「指定金融機関」という。）が、当該認定地域再生計画に記載されている第五条第四項第四号の内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金（以下この条において「地域再生支援利子補給金」という。）を支給する旨の契約（以下この条において「利子補給契約」という。）を当該指定金融機関と結ぶことができる。

(特定地域再生支援利子補給金の支給)

第十五条 政府は、認定地域再生計画に記載されている第五条第四項第三号イに規定する事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う金融機関であつて、当該貸付けの適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「指定金融機関」という。）が、当該資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金を支給する旨の契約（次項において「利子補給契約」という。）を当該指定金融機関と結ぶことができる。

2 前条第二項から第六項までの規定は前項の規定により政府が結ぶ利子補給契約について、同条第七項及び第八項の規定は指定金融機関の指定について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「地域再生支援利子補給金」とあるのは「次条第一項の利子補給金（以下この条において「特定地域再生支援利子補給金」という。）」と、同条第三項から第六項までの規定中「地域再生支援利子補給金」とあるのは「特定地域再生支援利子補給金」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

第三節 課税の特例

第十六条 認定地域再生計画に記載されている第五条第四項第三号ロに規定する内閣府令で定める事業を行う株式会社（地域における雇用機会の創出に対する寄与の程度を考慮して内閣府令で定める常時雇用する従業員

員の数その他の要件に該当することについて内閣府令で定めるところにより認定地方公共団体の確認を受けたものに限る。)により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第四節 地方債の特例

第十七条 認定地方公共団体が認定地域再生計画に記載されている第五條第四項第三号ハに規定する事業で総務省令で定めるものを行うために要する経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五條の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

第十八条 認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき第五條第四項第四号に規定する事業を行う場合においては、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二條に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

第六章 地域再生推進法人

(地域再生推進法人の指定)

第十九条 地方公共団体の長は、営利を目的としない法人であつて、次條に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、地域再生推進法人(以下「推進法人」という。)と

第二十一条 認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき第五條第四項第五号に規定する事業を行う場合においては、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二條に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

して指定することができる。

2 地方公共団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を地方公共団体の長に届け出なければならない。

4 地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(推進法人の業務)

第二十条 推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 地域再生を図るために行う事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

二 第五条第二項第二号に規定する事業を行うこと又は当該事業に参加すること。

三 第五条第二項第二号に規定する事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

四 地域再生の推進に関する調査研究を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、地域再生の推進のために必要な業務を行うこと。

(推進法人の業務に係る公有地の拡大の推進に関する法律の特例)

第二十一条 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十

六号) 第四条第一項の規定は、推進法人に対し、前条第三号に掲げる業務の用に供させるために同項に規定する土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。

(監督等)

第二十二條 地方公共団体の長は、第二十条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 地方公共団体の長は、推進法人が第二十条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 地方公共団体の長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第十九条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第二十三條 国及び関係地方公共団体は、推進法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第七章 (略)

第六章 (略)

第二十四条 (略)

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 認定の申請がなされた地域再生計画についての意見(第五条第十一項の規定により内閣総理大臣に対し述べる意見をいう。)に関すること。

三 五 (略)

第二十六条 第三十三条 (略)

第二十二條 (略)

(所掌事務)

第二十三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 認定の申請がなされた地域再生計画についての意見(第五条第十項の規定により内閣総理大臣に対し述べる意見をいう。)に関すること。

三 五 (略)

第二十四條 第三十一條 (略)

改正案	現行
<p>（先買いに係る土地の管理） 第九条（略） 一～三（略） 四 第六条第一項の手續により買い取られた日から起算して十年を経過した土地であつて、都市計画の変更、同項の買取りの目的とした事業の廃止又は変更その他の事由によつて、将来にわたり前三号に掲げる事業又はこれらの事業に係る代替地の用に供される見込みがないと認められるものにあつては、前三号に掲げるもののほか、次に掲げる事業</p> <p>イ（略） ロ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項に規定する認定地域再生計画に記載された同法第五条第二項第二号の事業（同条第四項第一号又は第三号イ若しくはロの事業に限る。） ハ（略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（先買いに係る土地の管理） 第九条（略） 一～三（略） 四 第六条第一項の手續により買い取られた日から起算して十年を経過した土地であつて、都市計画の変更、同項の買取りの目的とした事業の廃止又は変更その他の事由によつて、将来にわたり前三号に掲げる事業又はこれらの事業に係る代替地の用に供される見込みがないと認められるものにあつては、前三号に掲げるもののほか、次に掲げる事業</p> <p>イ（略） ロ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項に規定する認定地域再生計画に記載された同法第五条第二項第二号の事業（同条第四項第四号及び第五号の事業を除く。） ハ（略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）（抄）（附則第四条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（中心市街地の活性化に関する法律等の一部改正）</p> <p>第五十六条 次に掲げる法律の規定中「総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号」を「公務員庁設置法（平成二十三年法律第九号）第四条第二項第十二号」に改める。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）<u>第三十条第一項</u></p> <p>十一〇十六（略）</p>	<p>（中心市街地の活性化に関する法律等の一部改正）</p> <p>第五十六条 次に掲げる法律の規定中「総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号」を「公務員庁設置法（平成二十三年法律第九号）第四条第二項第十二号」に改める。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）<u>第二十八条第一項</u></p> <p>十一〇十六（略）</p>

改正案	現行
<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜三の二（略）</p> <p>三の三 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関する<u>こと</u>、同法第十三条第一項の交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関する<u>こと</u>、同法第十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援利子補給金の支給に関する<u>こと</u>並びに同法第十五条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する利子補給金の支給に関する<u>こと</u>。</p> <p>三の四〜六十二（略）</p>	<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜三の二（略）</p> <p>三の三 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関する<u>こと</u>、同法第十九条第一項の交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関する<u>こと</u>並びに同法第二十条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援利子補給金の支給に関する<u>こと</u>。</p> <p>三の四〜六十二（略）</p>